

平成24年2月24日開会
平成24年2月24日閉会

平成24年第2回鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

平成 24 年第 2 回 鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

~~~~~

## 議事日程

平成 24 年 2 月 24 日 午後 2 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 3 号 危険物の規制に関する政令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約を変更する協議について
- 議案第 5 号 平成 23 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第 3 回）
- 議案第 6 号 平成 24 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算
- 第 4 組合事務一般に対する質問
- 第 5 議案第 3 号～議案第 6 号（採決等）
- 第 6 議案第 7 号 教育委員会委員の任命について

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 ～ 第 6

~~~~~

出席議員（15人）

|     |      |     |       |     |      |
|-----|------|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 野坂道明 | 3番  | 渡辺照夫  | 4番  | 笠谷悦子 |
| 5番  | 石橋佳枝 | 6番  | 伊藤ひろえ | 7番  | 遠藤通  |
| 8番  | 松下克  | 9番  | 平松謙治  | 10番 | 橋井満義 |
| 11番 | 野口俊明 | 12番 | 足立喜義  | 13番 | 長谷川盟 |
| 14番 | 村上正広 | 15番 | 佐々木秀明 | 16番 | 日野尾優 |

~~~~~

欠席議員（1人）

2番 渡辺穰爾

~~~~~

説明のため出席した者

|            |       |      |            |      |      |
|------------|-------|------|------------|------|------|
| 管理者        | 米子市長  | 野坂康夫 | 副管理者       | 境港市長 | 中村勝治 |
| 副管理者       | 日吉津村長 | 石操   | 〃          | 大山町長 | 森田増範 |
| 〃          | 南部町長  | 坂本昭文 | 〃          | 日南町長 | 増原聡  |
| 〃          | 日野町長  | 景山享弘 | 〃          | 江府町長 | 竹内敏朗 |
| 〃          | 米子副市長 | 角博明  | 教育長        |      | 北尾慶治 |
| 事務局長       |       | 安田秀樹 | 消防局長       |      | 桑名強  |
| 事務局次長兼総務課長 |       | 足立信二 | 消防局次長兼総務課長 |      | 亀尾崇  |

事務局次長  
兼環境資源課長

末吉孝博 事務局施設課長

斉木豊司

事務局主査兼総務課入  
札財政係長

神庭千秋

~~~~~

事務局の職員

事務局総務課企画調整
係長（議会事務担当）

黒見恭成

~~~~~

午後2時00分 開会

○議長（渡辺照夫） 皆さん、こんにちは。

これより、平成24年第2回鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

諸般の報告

○議長（渡辺照夫） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

渡辺穰爾議員から、都合により、本日の会議を欠席する旨の届けがありましたので、ご報告申し上げます。

次に、地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、本日の会議に説明のため、出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から報告がありました例月出納検査の結果については、お手元にその写しを配布しておりますので、ご了承願います。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております日程書のとおり行いたいと思っております。

~~~~~

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡辺照夫） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第 47 条の規定により、1 番、野坂議員及び 12 番、足立議員を指名いたします。

~~~~~

第 2 会期の決定

○議長（渡辺照夫） 次に日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

~~~~~

## 第 3 議案第 3 号～議案第 6 号

○議長（渡辺照夫） 次に、日程第 3、議案第 3 号から議案第 6 号までの 4 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、一括ご上程をいただきました、議案第 3 号から議案第 6 号について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第 3 号は、危険物の規制に関する政令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、お願いをするものでございまして、平成 23 年 12 月 21 日に、危険物の規制に関する政令の一部が改正され、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が、第 1 類の危険物へ追加されたことに伴いまして、貯蔵及び取扱いの技術上の基準等について、新たに組合火災予防条例へ規定する必要性が生じたことと、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクを有する施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準が、新たに設けられたことに伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令に当該施設が追加されたことから、組合消防手数料条例に当該施設の区分を規定する必要性が生じたために、本条例を制定しようとするものでございます。

続きまして、議案第 4 号は、鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県との間の職員の

研修に関する事務の委託に関する規約を変更する協議をすることについて、お願いをするものでございまして、現在、財団法人鳥取県市町村振興協会へ委託しております職員の階層別研修事務につきまして、同協会が平成24年度から、この事務を鳥取県へ移管することに伴いまして、鳥取県へ事務を委託するよう、従来から鳥取県との間に職員の能力開発研修事務に関して締結しておりました職員の研修に関する規約を変更する協議をしようとするものでございます。

続きまして、議案第5号は、平成23年度、鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算の第3回補正についてお願いするものでございまして、今回の補正は、前回の第2回補正におきまして、国の第3次補正予算によります補助金を活用して予算措置いたしておりました消防救急デジタル無線設備整備事業費と全国瞬時警報システム整備事業費を国の補助金の繰越明許措置にあわせまして、組合においても繰越明許措置をしようとするものでございます。

続きまして、議案第6号は、平成24年度、鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算について、お願いするものでございまして、平成24年度一般会計予算におきましては、退職職員数が増加したことによります退職手当の増額や浸出水処理設備の基幹改良などにより一般廃棄物処分業務委託料が増加した半面、リサイクルプラザの建設に係ります起債の償還が終了したことに伴いまして、公債費が減額となったことで、ほぼ前年度並みの予算額となっております。

その結果、平成24年度一般会計予算は、58億4,534万3,000円となり、前年度と比べまして294万3,000円の減額といたしておりますが、退職手当につきましては、退職積立基金から財源充当いたしますことから、歳入の市町村負担金といたしましては、前年度と比べまして8,255万4,000円の減額となったところでございます。

以上、各議案につきまして、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

~~~~~

第4 組合事務一般に対する質問

○議長（渡辺照夫） 次に、日程第4、組合事務一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。野坂議員。

○1番（野坂道明） 3点について、お尋ねします。

はじめに、一般廃棄物最終処分場の延命化の取り組みについて、3点お尋ねします。

延命化の、まず、取組状況、現状ですね、ついて、お尋ねします。

続いて、延命化の手法についてですけど、具体的にどのような調査、研究をされているのか。

3 点目として、延命化対策として、最終処分場再生事業というのがございますが、活用の検討はされたのか、であります。

続いて、溶融施設の現状と今後の課題について、お尋ねします。

焼却灰の搬入量の減少に伴い、スラグ化できない不燃残渣が増加しております。最終処分場に数千トンもの不燃残渣が仮置きされ、年々増加傾向にあると聞いております。その経緯について、お尋ねします。

続いて、この件について、どのような対応をされるのか。

次に、28年度以降の可燃ごみ処理計画を踏まえ、溶融施設の稼働について、最終処分場の影響について、この点、どのような対策をお考えなのか、お尋ねします。

3 点目、一般廃棄物最終処分場に関しての調査、研究について、お尋ねします。

建設可能な地域について、どのような調査、研究をされているのか。

また、建設予定地が確保できない場合、どのような対応が考えられるのか。

以上、お尋ねです。

○議長（渡辺照夫） 野坂管理者。

○管理者（野坂康夫） 野坂議員のご質問に、お答え申し上げます。

まず、最終処分場の延命化の取組状況及びその手法の調査、研究についてでございますが、最終処分場の延命化策は、大きく2つあると考えておりまして、一つ目は、循環型社会形成推進基本法に規定されておりますとおり、廃棄物の発生抑制、いわゆるリデュースが最優先であると考えておりますので、関係市町村とともに、分別排出の徹底、ごみの減量化に取り組んでまいりたいと考えております。

二つ目は、排出されたごみを中間処理することによりまして、埋立対象物を減容することでございます。

現在、最終処分業務を委託しております環境プラント工業株式会社の第2最終処分場は、平成5年9月に設置されておりました、同施設への処理委託を開始して以降の組合が所管する中間処理施設における減容化の状況といたしましては、平成9年度にリサイクルプラザを供用開始したことによりまして、資源回収と破碎処理を実施しており、また、平成16年度にエコスラグセンターを供用開始したことによりまして、西部圏域全体で焼却灰と不燃残渣を溶融し、埋立対象物を減容するとともに、生成されたスラグの再利用を図ることによりまして、一層の延命化策を実施しているところでございます。

このほかにも、西部圏域におきましては、平成14年度に米子市クリーンセンターが供用開始されたことによりまして、米子市の焼却灰がスラグ化されるようになり、さらに、平成21年度から、同センターのスラグが、本格的に再利用されることになりまして、最終処分場の延命化につながっているところでございます。

次に、最終処分場再生事業の検討についてでございますが、この事業は、国の循環型社会形成推進交付金制度に規定されている事業でございまして、全国的には、この

事業を活用されている公共団体が数例あることを確認しております。

この事業の概要でございますが、最終処分場に既に埋め立てられている廃棄物を減容して、埋立可能な容量を増加させる事業でございます。

環境プラント工業株式会社の最終処分場に関しましては、民間の一般廃棄物最終処分場でございますので、国の交付金の対象にはならないものと考えておまして、この制度の活用については、検討しておりません。

続きまして、スラグ化できない不燃残渣が発生している経緯でございますが、エコスラグセンターは、ほぼ同量の焼却灰と不燃残渣を処理対象物として計画しておりました。

処理対象物の現状でございますが、焼却灰につきましては、市町村の減量化施策、人口の減少などを主な原因といたしまして、大きく減少しております。これに対しまして、不燃残渣も減少しておりますが、焼却灰ほど減少していないことから、エコスラグセンターの処理対象物の比率が大きく変動しておまして、処理できない不燃残渣が発生しているものでございます。

この不燃残渣についてでございますが、当組合と、最終処分場設置者の環境プラント工業株式会社との契約では、埋立対象物と規定されておりますので、受託業者におかれまして、適正に処分されるものと認識しております。

次に、平成28年度以降の可燃ごみ処理計画を踏まえたエコスラグセンターの稼働と、それが最終処分場に与える影響並びにその対策についてのお尋ねでございますが、平成28年度以降のごみ処理計画における重要な部分として、米子市クリーンセンターに他市町村のごみを搬入する計画でございます。

米子市におきましては、この計画の実現に向けて、地元の対策委員会と協議を重ねているところでございますので、この協議が整い次第、速やかに議会へご報告させていただくよう考えておりますので、何卒、ご了承いただきたいと存じます。

続きまして、一般廃棄物最終処分場の建設可能な地域について、どのような調査、研究をしてきたか、とのお尋ねでございますが、現在、事務方におきまして、先進地の事例などを調査、研究させているところでございます。

最終処分場の確保につきましては、住民生活に影響を大きく及ぼす重要な施策であると認識しておりますので、次期最終処分場の確保について、精力的に検討を開始してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） それでは、順次再質問させていただきます。

先ほど、管理者の答弁をいただいたんですけど、昨年、前回は質問させていただきましたけど、最終処分場の整備ですね、この問題に対して、答弁からはあまり危機感が感じられないような、受け止めをしております。その点も含めて、再度質問させていただきます。

まず、最終処分場の延命化の取り組みの、具体例ですね、これはいわゆるリデュース、そしてスラグ化ということ。このような答弁だったと思いますけど、これ以外に何か検討されたということは、あるんですか。

○事務局長（安田秀樹） 議長。

○議長（渡辺照夫） 安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹） はい。延命化の手法につきまして、スラグ化、あるいは資源化以外に、どのような取り組みをしているのか、あるいは計画しているのか、というお尋ねにつきましては、本年度からメタルスラグ、溶融スラグの売却を入札で行って、取り組んでいるところでございます。また、24年度からですね、溶融助剤を購入いたしまして、不燃残渣の溶融処理量を増加させるように計画をしているところでございます。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） えっとね、もうちょっと分かりやすく説明してください。

○事務局長（安田秀樹） はい。

○議長（渡辺照夫） 安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹） はい。我々、溶融スラグの最下部に沈殿しております、いわゆるメタル等につきまして、これを売却できないかと検討してまいったところですけども、本年度から、入札等によって売却ができるようになりました。従って、その部分は、最終処分場に埋立処分をしなくてよい、ということになりました。

また、先ほどの24年度からの取り組みでございますけども、焼却灰の減少を補うための、いわゆる不燃残渣とそれに見合う溶融助剤、これはカレット系のものがございますけど、こういったものを合わせて不燃残渣の処理量を増加させていきたいと計画しておるところでございます。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） えっと、1点目は分かりました。

で、それであればですね、どの程度の効果が得られるのか。数字を把握されていたら教えてください。

それと、今の焼却灰に代わるものですね、これは、具体的に何なのか。

それをちょっと、示してもらえますか。

○事務局長（安田秀樹） 議長。

○議長（渡辺照夫） 安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹） はい。溶融メタルの売却につきましては、50トン程度が売却可能であると。

それから、後段の溶融助剤につきましては、ガラスカレットから精製しております、粒状のですね、そういったものがございます。そういったものを購入してですね、灰

の代わりですね要するに、そういったものを購入して、不燃残渣の溶融処理量を増加して、スラグ化していこうと、いうものでございます。

量につきましては、概ね480トン程度購入してですね、不燃残渣につきましては、500トンぐらいを溶融処理できるであろうと、ま、およそ1,000トン弱溶融処理ができるであろうと、考えております。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 大体は、ちょっと理解できたんですけど、要するに廃ガラスってということですか。ね、そのような理解でいいと思うんですけど。

それは、必要量の調達ってのは、ちゃんとできるんですか。それと、価格は、どの程度ですか。

○次長兼環境資源課長（末吉孝博） 議長。

○議長（渡辺照夫） 末吉環境資源課長。

○次長兼環境資源課長（末吉孝博） 必要量の調達は、可能であるというふうには、しております。

価格ですけども、トン当たり4,000円を予定しております。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） はい。分かりました。

そうしますと、今後減少する焼却灰ですね、減少していくんですけど、今の廃ガラスで、十分対応可能だっという理解でいいわけですか。

○議長（渡辺照夫） 安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹） はい。今後の不燃残渣の動向にもよりますが、当事務局といたしましては、これ以上、年間の溶融できない不燃残渣が、これ以上は増加しないように取り組みたいと、そういった趣旨で計画をいたしております。これ以上増えないと。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 分かりました。

再生事業ですけど、もう少し具体的に説明していただけますか。

例えばですね、どの程度、状況にもよると思いますけど、大体どの程度減容できるのか、これらも含めて、もうちょっと詳しく教えてください。

○事務局長（安田秀樹） 議長。

○議長（渡辺照夫） 安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹） 再生事業につきまして、概要は把握いたしておりますが、本組合が専有的に使用しております最終処分場は、平成5年から供用開始いたしてお

ります。平成9年度からはリサイクルプラザによって資源化が始まっております。

従いまして、期間的には、いわゆる中間処理が十分にされないまま埋まってるっていう期間は、少のうございます。それで、それが、何千トンあるのか、いわゆる量的なですね、立米的なところは把握はできておりませんが、全国の数例あるというふうに、管理者の方から答弁ありましたけども、それが具体的に、個別の減容量といますか、そういったものは、現在では把握はしておりませんが。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） ま、実際は、事業の概要は分からないというね、具体的には調査されておりませんから、説明されます。

○事務局長（安田秀樹） 議長。

○議長（渡辺照夫） 安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹） 概要を先に申し上げなければなりませんでした。

本最終処分場再生事業につきましては、先ほども管理者から答弁がありましたように、国の循環型社会形成推進交付金制度の中で、大きく2つございますという答弁をさせていただきました。

この中で、一つは、本来的に不適正な最終処分場で、現在あるものにつきまして、それを掘り起こしまして、適正な最終処分場に生まれ変わらせて、そして減容を、いわゆる埋立容量を増加させるという制度が一つ。

もう一方では、現在適正な最終処分場であるけども、既に埋め立てしているものを改めて掘り起こしてですね、例えば、熔融されていないものをもう一回掘り起こして、例えば熔融化していく、そういった制度であるということです。

制度の概要は、そういうふうに認識しております。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） え、ま、そういうことですね。

そうしますとね、今、答弁が漏れてたのは、後段の対応を取られるのにね、どの程度減容できるのか、一般論でいいですよ。それですね。

それと、民間施設だから交付金の対象にならないという答弁でしたね。これは、一般論だと思うんですね、具体的に国にこれは、聞いてみたんですか。具体的に個別案件として。

○事務局長（安田秀樹） 議長。

○議長（渡辺照夫） 安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹） 当該交付金事業につきましては、交付要領等が示してあります。そのなかで、いわゆる地方公共団体について、直営であろうが、PFIであろうが、該当するということがあります。

しかしながら、今、議員さんからお話がありましたような、直接的に問い合わせ等

はしておりません。それは、なぜかと言えば、そもそも論で、交付対象事業者として規定はされておりませんので、現時点においては、そういった問い合わせ等はしておりません。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） えっと、これもね、要綱ではそんなふうに書いてありますけど。要するに、それぞれの事情があるわけですからね、具体的な個別案件として、国に打診してみてくださいよ。

必ずしも、要綱に書いてあるから駄目だという固定概念は消してもらって、十分、国の方に具体的な要望を挙げていただいたら、協議にはのっていただけると、私はこのように考えておりますので、その点も、取り組んでみてください。

続きまして、溶融施設の現状と課題ですね、これについてお尋ねしますけど、可燃ごみの焼却灰は、今後どんどん減少していくと、加えてですね下水道汚泥の焼却灰もないわけですね。これは、全体の量でいけば、どの程度を占めているものなんですか。下水道汚泥の焼却灰は。

○議長（渡辺照夫） 安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹） エコスラグセンターにおきます焼却灰、とりわけ下水道汚泥の焼却灰の要因に係るところのお尋ねでございますが、エコスラグセンターを設置いたしました平成16年度、あるいは17年度の処理実績といたしましては、処理量全体、全量で年間約7,800トンでございました。このときの下水道汚泥の焼却灰につきましては、350トンでございました。

処理対象物に占める割合といたしましては、4%程度であったと。従いまして、焼却灰の減少の要因には、もちろん、そういった焼却灰の減少もございますが、当該下水道汚泥の焼却灰の減少というものは、影響は小さいものであったというふうにご考えております。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 不燃残渣が、最終処分場に仮置きされているという問題ですね、これは埋立対象物であるので、適正に処分されているってことですが、であればですね、なぜ山積みにされているのか。

3,000トン、4,000トン程度、山積みにされているわけでしょ。これは、なぜ処理されないんですか。

○事務局長（安田秀樹） 議長。

○議長（渡辺照夫） 安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹） 現在、最終処分場に置いてある不燃残渣につきましては、そもそも論で、当該最終処分場は、廃掃法の規定によりまして、その設置にあたっては、維持管理計画を県知事に届け出て、許可を受けておるものでございます。

また、県においては、当該最終処分場の定期検査を実施するという法の規定もございます。私どもといたしましては、現在の第2処分場の状況については、不適正な状態であるという指摘を受けたとは、当該事業者の方からは伺っておりません。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） これは、地元でもね、いろいろと声が上がっているところですよ。

であればね、最終的にきちっと埋め立てられるように、具体的に協議されたらどうなんですか。

○事務局長（安田秀樹） 議長。

○議長（渡辺照夫） 安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹） 当該事業者との協議につきましては、事務方におきまして精力的に協議を行っております。今後、受託業者の方で適正に処分されると、いうことで、私どもとしては、理解しております。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） いつごろ、処理されるんですか。

○議長（渡辺照夫） 安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹） 私どもといたしましては、早期に、速やかに処分していただきたいという話はいたしておりますが、いついつまでということにつきましては、まだ、現時点では、合意に至ってはおりませんが、いずれにいたしましても、早期に適正な、適正と言いますか然るべき処分をしていただきたいという申し入れ、協議は行っております。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 継続して、すべて処理されるように努力をしていただきたいと思っております。

えっと、一般廃棄物の最終処分場ですね、これらに関しての調査研究ですけど、具体的には取り組んでないってことでしたけど、埋立期間があと10年程度という答弁もいただいておりますけど、全く危機感が感じられないわけですね。

昨年も本会議で、この点について厳しく指摘しましたけど、これはなぜ、なぜね、こういう重要な問題に対して、危機感をもって取り組まれないのか。

現状は、どのような現状にあるのか、もうちょっと丁寧に説明してみてください。

○事務局長（安田秀樹） 議長。

○議長（渡辺照夫） 安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹） 最終処分場の整備等に関する調査、研究につきましては、先ほど管理者の方から、ご答弁申し上げたとおり、事務方におきましてですね、精力

的に先進事例等を調査、研究を行っております。

今後、事務方としては、引き続き、さらにその調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 県の産廃もですね、もう20年、30年、この問題が解決できずに東部から中部、そして今の整備計画が示されましたけどね。

その間、20年、30年、かかっているわけですよ。10年なんていうのは、トントン拍子でね、決まらなければ、できませんよ。このような短期間ではね。

そのへんが、何とも答弁としては納得できないんですけど、10年って言いますけどね、実際10年で、可能だと思いますか。

○事務局長（安田秀樹） 議長。

○議長（渡辺照夫） 安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹） この最終処分場につきましては、圏域住民の生活を根底から支える非常に重要な施設であるということは、論を待たないわけですが、確かに議員仰るように、なかなかデリケートな問題もございます。

私どもの方で、事務方の方で、様々な調査、研究を行ったわけですが、いわゆる計画策定、アセスメント、工事等には、概ね5、6年でクリアできるであろうと考えておりますが、やはりそここのところの用地選定というものは、仰いますように30年であったり、20年であったりという事例もございますとおあり、なかなか難しい部分もあって、この10年というのは、必ずしもこういったふうにはいかない、いわゆるケースバイケースであろうと、考えております。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 関連してですね、産廃の最終処分場の整備計画についてお尋ねしますが、どの程度情報をもっておられるか。

そして、どのような形で関与をされてきたのか、お尋ねします。

○事務局長（安田秀樹） 議長。

○議長（渡辺照夫） 安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹） 先日、報道等でも合意に至ったということは、承知いたしております。

当該産業廃棄物の最終処分場の計画につきましては、私ども事務方といたしましては、新聞報道等、あるいは県のホームページ等で情報は入手しておりますが、私どもの方で入手しております情報は、その範囲でございます。

また、当該処分場の建設計画に本組合がどのように、私どもですね、関与しておるかということでございますが、当該処分場は県の管轄でございます。そこと事業者と

の事業提携ということでございます。従いまして、本組合としては、関与はいたしておりません。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1 番（野坂道明） 直接的な関与はないと思いますが、副管理者が理事で出ておられますよね、センターに。少なくとも情報は、フィードバックしてもらえないんじゃないですか。直接的に、西部広域の関与というのは、組織としてはないんですけど、情報とか経緯ってのは、十分にフィードバックできる環境にあると思いますけど、いかがですか。

○副管理者 米子市副市長（角 博明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 角副管理者。

○副管理者 米子市副市長（角 博明） 私は、今、西部広域の組合の副管理者という立場でおるわけでありまして。

先般、新聞報道等されました産業廃棄物最終処分場の案件につきましてですが、先ほど事務局長が申し述べたとおり、組合といたしましては、マスコミ報道等の範囲で承知しておるわけで、直接的な、県なり、環境管理事業センターからの意見具申だとかですね、そういうやり取りっていうのは、一切なかったと思っております。

ただ私は、環境管理事業センターの相当数の理事の中の一人でありまして、この産廃問題につきましては、相当以前から、検討を重ねてきたと、経過があります。

で、県なり、環境管理事業センターといたしましては、産廃の設置というものを目指しておりまして、最終的に、いろんな経過があったわけですが、やはりノウハウを有しております民間事業者、環境プラント工業株式会社との提携でですね、実現を図りたいと、いうことで協議を重ねてきましたけども、やっぱり最大のネックは、事業計画概要が固まらないという点であったと思います。要するに、事業の採算性の目途が立たないということがありました。最終的には、そのへんは、鳥取県の支援を要請すると、いうことで先般の結果になったわけございまして、この結果につきましては、新聞報道をされた後に、正式に理事会で合意をみたということでございますので、そのへんの産廃問題の情報を相当以前から承知しておったわけではございません。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1 番（野坂道明） なぜ、このような質問をさせていただいているかといいますと、一般廃棄物の最終処分場が、もうあと10年程度しか使えないと。この危機感から質問をさせていただいているんですね。

そうなってくるとね、先日、県議会の方でも、一般廃棄物のあわせ処理、このような検討はしたのかとか、またね、今後の可能性はあるのか、みたいな質問をされておりました。ま、答弁もされてましたけど、どのような理解をされてますか。

○議長（渡辺照夫） 角副管理者。

○副管理者 米子市副市長（角 博明） 県議会の質疑においてですね、産業廃棄物

の最終処分場の処理の過程での、一般廃棄物とのあわせ処理、いわゆるあわせ処理という議論があったことは承知しております。

ただですね、鳥取県環境事業センターの理事会の中でもですね、いわゆるあわせ処理ということの検討は、なかったと記憶しております、また西部広域の立場といたしましても、一般廃棄物とのあわせ処理を打診されたとか、議論されたとか、検討したとか、いうことは、一切ございません。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） えっとですね、この予定地はですね、予定地の地権者は、その大半の部分は米子市ですね。

これは、把握されてますか。

○副管理者 米子市副市長（角 博明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 角副管理者。

○副管理者 米子市副市長（角 博明） 最終処分場候補地のうち、大半といえますか、約15,500平米程度だったと思いますが、旧淀江町用地、現在の米子市有地でございます。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） えっと、県の産廃の計画が、方針で示されたのは、確か平成20年くらいだったと思いますね、ね。

で、旧淀江町のもっていた土地だっていうことで、17年の合併後、新米子市がもっている土地っていうことになりますよね。何が言いたいかっていうと、最終処分場の候補地が見つからない現状において、そこをね、確保するという検討ですね、結果は別として、そのような具体的な調査とか、研究、検討というのは、なぜしなかったんですか。

○副管理者 米子市副市長（角 博明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 角副管理者。

○副管理者 米子市副市長（角 博明） ご質問の趣旨は、平成17年、旧米子市、旧淀江町合併したわけですが、最終処分場の確保、今の、現在の候補地以外の場所も含めて検討しなかったか、というご趣旨でしょうか。

はい。議員もご承知のとおり、産廃の管理型処分場は、どうしても必要であるという立場から、県内に求めるということで、岩美町なりですね、鳥取市の小沢見なり、青谷なり、いろいろと地元と折衝をセンターがしてきたと、いずれもとん挫したと、いうことで、最終的に、鳥取県西部、現在の候補地になったというのは、事業者側、環境プラント工業株式会社のご意向もあつたやに承っております。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 当然、米子市以外の地権者があつて、それ以外の地権者という

のは環境プラントさんがもっておられるということでしょうけど。

要するにね、米子市は、西部広域の最終処分場の確保という観点からね、そのね、今の産業廃棄物の処理場の予定地、これを先行的に確保できる立場にあったんじゃないのか。そして、その立場にあったのであれば、なぜ、そのような検討はされなかったのかと、これを聞いているんですよ。

○副管理者 米子市副市長（角 博明） はい。議長。

○議長（渡辺照夫） 角副管理者。

○副管理者 米子市副市長（角 博明） はい。一般廃棄物の処分場につきましては、既に第1処分場が終了したと、で、現在地、第2処分場を堰堤の嵩上げ等をやりながら、今後使用していくと、今その過程でございます。そういう事業認可を受けておるわけでございますが、平成17年以前に、いわゆる第3処分場候補地ですね、産廃の候補地が、一般廃棄物の埋立地として活用するというようなお話は、あったというふうに認識しておりますが、それが正式に方針決定して、位置づけられてまではなかったと、いう状況でございます。

それを、方針決定する前にですね、民間事業者さんなり、環境管理事業センターなりの方が、先行的に産廃施設として活用するという対応をされたと、いうことでございますので、その時期がどうであったかどうか、ということにつきましては、一つの想定の話でございますので、どうだったかということは、今ご答弁は申し上げにくいということでございます。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） やはりね、自治体のね、一番重要な事務ですよ。

これが、要するに、市民の生活の上でね、なくてはならない施設ということになるわけですよ。ただし、これは迷惑施設だから、実際に整備しようと思えば、非常に大変な問題が出てくる。こういうことなんですよ。

使用期間が10年、あと10年しかない、10年程度だってことになればですよ、私は本当にどこに決まるのか、そんな悠長なことを言っている場合じゃないと思っているんですよ。

事務レベルで、調査、研究をやっていると、先進地事例も検討していると、こんなふうにお答えになりましたけど、その研究の過程をちょっと言ってみてください。

○議長（渡辺照夫） 安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹） 昨年度、あるいは一昨年度からですね、いわゆるこういった組合を形成して当該最終処分場を建設、計画している地域を、全国的に調査いたしてきました。

その中で、様々な事例がございます。ちょっと、今、詳細については、ここでペーパー等はお持ちしてませんが、相当数調査、研究いたしております。

その中で、様々なケースバイケースの形、いわゆる事業手法等も承知しております。

そういった、事務方では、一応、相当数の調査研究は、今現在データとしてはもっておりま

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） それはね、分かりますよ、そういうのはね。

私が言っているのは、一番の問題は予定地なんですよ。建設予定地をどのように確保するのか、これが一番問題なんですよね。

整備手法であるとか、どうこうっていうのは、それはもう調べればすぐ分かることですから。どういうのがされるかと、そういうのは分かり切ったことですよ。

だから、建設予定地の調査研究ということに対してね、どのような考え方、基本的認識をもっておられるのか、適地っていうのは、それを聞いているんですよ。

○事務局長（安田秀樹） 議長。

○議長（渡辺照夫） 安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹） はい。そういったところが適地として、いわゆる候補地として考えられるかというお尋ねでございますが、私どもの調査の範囲内でございますけども、除去すべき地域の一般的な傾向としてありますのは、土地利用の形態からいって、当然のことですが、市街化区域であったり、農用地域であったり、森林地域、自然保護の地域は除外すべきだという観点。それからもう一つの観点は、防災保全上のですね、そういった観点から考えますと、急傾斜地、崩壊危険区域であるとか、あるいは河川、鳥獣保護区、史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財等々の、そういった地域は除外されるべきであろうという切り口。それから、いわゆる一番重要なポイントだろうとは思いますが、水源地域としてあるところについては、除外すべき地域であろうというような、そういった大雑把な区分けですけども、そういった情報はもっております。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） そうなってきますとね、候補地なんていうのは、本当にどこにあるのかって言いたくなるんですね。

要するに今、最終処分場があって、県の産廃の処分場も計画されてますよね。この周辺ぐらいじゃないとね、なかなか考えにくいんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（渡辺照夫） 安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹） 事務方の答弁としては、なかなかそのへんは、困難な部分がありまして、先ほど申し上げましたとおり、全国の事例等、相当数調査いたしましたが、それがこの近辺、云々等ということにつながるのか、どうかということについては、私の方からはなかなかご答弁は難しいであろうと思います。

（「管理者は。」と呼ぶ声あり。）

○副管理者 米子市副市長（角 博明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 角副管理者。

○副管理者 米子市副市長（角 博明） あの、次期の最終処分場の候補地の、どこが適地かということでありまして、極端に言いますとですね、適地なんぞない。

この手の、一廃であろうが、産廃であろうが、廃棄物処理施設といいますのが、全国的な、今の用地選定の状況だとかですね、用地交渉の問題だとか、このへんで言えば、現在、鳥取市におきましてですね、これは焼却施設でありますけれども、その建設問題だとかですね、やはり地元のご理解を得るといのは、非常に困難なこと、いうことをございますので、なかなかこの近辺が適地だとかですね、どこがいいだとかっていうことは、一概に申し上げられない問題だと思っております。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 私も、ちょっと、聞き方が悪いですよ。適地がないってのは、確かにそういうことですね。

可能なところはどこかって聞いた方が、分かりいいのかな、じっくりいくんですかね。今、除外すべきところってのは、言われたわけですから、じゃ、可能なところは、どこと考えられるんですか。

○副管理者 米子市副市長（角 博明） 議長。

○議長（渡辺照夫） 角副管理者。

○副管理者 米子市副市長（角 博明） あの、可能なところということですが、埋蔵文化財の包蔵地等ですね、そういうことは、当然言うまでもなく外れてくるわけでございます。これは、先ほど事務局長が申し上げたとおりでございますけれども。

ただ、全国的な昨今の状況といたしましては、従前はですね、中山間地って言いますか、山間地って言いますか、そういう選定場所が多かったわけですが、近年では、平地であるとかですね、特にこの近くでは、中部の広域連合なり、東部の処分場なりを見ましてもですね、必ずしも山間地ではない。そういう場所も多々ございます。

その形態も、これは場所とは違いますけれども、オープン型が主流を占めておったわけですが、クローズド型に移行しつつあるというふうに見ておりますので、ある意味ではですね幅広くその選択肢となる場所は、ある意味ではあるのではないかな、と考えております。

○議長（渡辺照夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 私は、そんなふうには考えないんですよ。

ま、そのように考えられているっていうのであれば、可能性は広がるわけですから、結構なことだろうと思いますけど。何ぶんね、もう期間がないんですね。そのような状況で、最後、管理者に聞きたいんですけど、なぜね、候補地として確保する検討をね、先に、産廃の方が先行したと仰いますけど、旧淀江町の段階から検討はできるわ

けですからね。なぜこれが検討材料にならなかったのか、これ最後お尋ねして終わりにしたいと思います。

○議長（渡辺照夫） 野坂管理者。

○管理者（野坂康夫） いずれにしましてもですね、この最終処分場の問題ってのは、非常に重要な問題だと、議員が仰いますように私も認識しておりまして、今まで鋭意事務方には検討させてきたわけがございますけども、さらにですね、精力的な候補地も含めて選定作業を始めさせたいと思っております。

○議長（渡辺照夫） 以上で、通告による一般質問は終わりました。
他にないものと認め、一般質問を終結いたします。

~~~~~

## 第5 議案第3号～議案第6号

○議長（渡辺照夫） 次に、日程第5、議案第3号から議案第6号までの4件を一括して議題といたします。

これより、4件に対する質疑に入ります。ありませんか。

別にないものと認め、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております4件につきましては、お手元に配付しております付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

委員会審査のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時48分

○議長（渡辺照夫） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、4件の議案について両委員会の審査報告を求めます。

はじめに、総務消防教育常任委員会の審査報告を求めます。橋井委員長。

○総務消防教育常任委員長（橋井満義） はい。議長。

○議長（渡辺照夫） 橋井委員長。

○総務消防教育常任委員長（橋井満義）（登壇） 総務消防教育常任委員長の方から報告を申し上げます。当委員会に付託されました議案4件につきまして、先ほど委員会を開催し、審査をいたしました。ただ今から、結果を申し述べます。

まず、議案第3号、危険物の規制に関する政令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第4号、鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県との間の職員の研修に関

する事務の委託に関する規約を変更する協議につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第5号、平成23年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算、補正第3回については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、平成24年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算のうち、当委員会の所管の部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で審査報告を終わります。

○議長（渡辺照夫） 次に、民生環境常任委員会の審査報告を求めます。野坂委員長。

○民生環境常任委員長（野坂道明）（登壇） 民生環境常任委員会の報告をいたします。当委員会に付託されました議案1件について、先ほど委員会を開き審査いたしました結果、議案第6号、平成24年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計のうち、当委員会の所管部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

○議長（渡辺照夫） 以上で、委員長の報告は終わりました。

それでは、ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

別がないものと認め、質疑を終結いたします。

○議長（渡辺照夫） これより討論に入ります。

別がないものと認め、討論を終結いたします。

○議長（渡辺照夫） これより、議案第3号、危険物の規制に関する政令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺照夫） 次に、議案第4号、鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約を変更する協議についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺照夫） 次に、議案第5号、平成23年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算、補正第3回を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺照夫） 次に、議案第6号、平成24年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

第6 議案第7号

（北尾教育長、退場）

○議長（渡辺照夫） 次に、日程第6、議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、ご上程をいただきました、議案第7号について、ご説明を申し上げます。

議案第7号は、任期満了に伴う、教育委員会委員の任命について議会の同意をお願いするものでございまして、本組合の教育委員会委員、北尾慶治氏の任期が、平成24年3月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を委員に任命しようとするものでございます。

同氏の履歴につきましては、議案のほか、参考資料を添付いたしておりますので、よろしくご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺照夫） これより、本件に対する質疑に入ります。

別にないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (渡辺照夫) ご異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

別にないものと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第7号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件については、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (渡辺照夫) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり同意されました。

(北尾教育長、入場)

~~~~~

閉 会

**○議長** (渡辺照夫) 以上で、本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成24年第2回鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時56分 閉会



地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長

同 議員

同 議員